

弁護士保険^{※1}に関するトラブル（保険金で支払われる弁護士費用の額など）解決をお手伝いします！

日 弁 連

弁護士保険 A D R

※1 保険金によって弁護士費用が支払われる保険を言います。

弁護士保険 A D R とは ?

弁護士保険に関するトラブル（保険金で支払われる弁護士費用の額など）について、迅速かつ公正に解決するためのお手伝いをする裁判外紛争解決機関です。

申立てできる内容は ?

- ・ 保険金給付義務の有無に関する紛争
- ・ 弁護士保険の対象となる弁護士費用等の適否又は妥当性に関する紛争 など

申立てができる人は ?

- ・ 日弁連と弁護士保険 A D R に関する協定を締結している協定保険会社等
- ・ 上記協定保険会社等が販売する弁護士保険の保険契約者又は被保険者
- ・ 上記契約者又は被保険者から委任を受けている弁護士

具体的な解決方法は ?

和解あっせん手続

裁定委員を交えて、当事者間で話し合いを行い、紛争解決を目指します。

裁定手続

裁定委員が各当事者の主張等を踏まえて、相当と考える解決策を裁定書によって提示します。全ての当事者が裁定を受諾した場合には、裁定と同一内容の和解を成立させることとなります。

見解表明手続

上記2つの手続で解決に至らなかった場合に、申立てにより、見解書をお出しします。

ポイント



弁護士保険について専門の知識を持った委員が解決をサポートします。



和解・裁定手続で解決に至らなかった場合でも、見解表明を求めることができ、見解書を別の紛争解決手続（裁判など）に御利用いただくことも可能です。

本件お問合せ先



詳細・申立方法については、下記HPをご確認ください。
<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>

日本弁護士連合会 業務第二課 日弁連リーガル・アクセス・センター
TEL : 03-3580-9841 (代表) FAX : 03-3580-2866



手続の流れ



弁護士保険の弁護士報酬について、
折り合うことができない・・・。

各申立書の作成・提出

〔 申立書の審査 〕

各申立手数料の支払

申立手数料：申立人1万円（税別）
* 裁定の申立ての場合には、別に裁定
手数料として2万円（税別）が必要と
なります。

和解あっせんの場合

〔 相手方応諾意思の確認 〕

和解あっせん期日

- ・ 非公開
- ・ 当事者全員での口頭審理
(通信システムを利用したの参加も可)
- ・ 原則3回以内で終了

裁定手続の場合

〔 相手方応諾意思・裁定同意の確認 〕

裁定手続

- ・ 非公開
- ・ 原則書面審理
- ・ 原則1か月以内

裁定書を受諾するか否かの決定

* 相手方でも同様に受諾するか否かの決定を行います。

解 決

和解あっせんや裁定手続で解決でき
なかった・・・。



見解表明申立書の作成・提出、見解表明手数料の支払い

〔 受理可否の確認 〕

- ・ 非公開
- ・ 原則書面審理

審理・調査

・ 見解表明手数料：申立人2万円（税別）
* ただし、申立人が裁定手続手数料を支払っ
ている場合は不要です。

見解書を受領



弁護士保険ADR協定保険会社等

(2018年1月1日時点)

- ・ あいおいニッセイ同和損害保険株式会社・AIG損害保険株式会社・au損害保険株式会社・共栄火災海上保険株式会社
- ・ セゾン自動車火災保険株式会社・全国共済農業協同組合連合会・全国自動車共済協同組合連合会
- ・ 全国労働者共済生活協同組合連合会・ソニー損害保険株式会社・損害保険ジャパン日本興亜株式会社
- ・ そんぽ24損害保険株式会社・Chubb損害保険株式会社・チューリッヒ保険会社・プリベント少額短期保険株式会社
- ・ 三井住友海上火災保険株式会社・三井ダイレクト損害保険株式会社